



厚生労働省発基労0628第2号

労働政策審議会

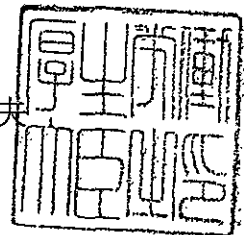
会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成23年6月28日

厚生労働大臣

細川 律夫



労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 受動喫煙防止対策助成金の創設

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条の社会復帰促進等事業として、受動喫煙防止対策助成金を創設し、次のいずれにも該当する中小企業事業主に対して三の措置の内容に応じて支給するものとする。

※ 中小企業事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業若しくは同条第二号に規定する喫茶店営業又は旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条に規定する旅館業（三において「飲食店営業等」という。）を営む中小企業事業主であること。

二 あらかじめ三の措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出た中小企業事業

主であること。

三 飲食店営業等を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合に、二の計画に基づき、当該事業場を空間分煙とするために喫煙のための専用の室を設置する措置を講じた中小企業事業主であること。

四 三に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

第二 施行期日

この省令は、平成二十三年十月一日から施行するものとする。